

奈良県訓令第七号

各部 課室

各出先機関

労働委員会

技能労務職員被服貸与規程（昭和三十八年九月奈良県訓令甲第八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表第一第八号中「農業大学校」を「なら食と農の魅力創造国際大学校」に改め、同表第十三号を削る。